平成２３年（フ）第５５９０号
大阪府八尾市恩智中町３丁目245番地　コープ野村恩智Ａ―108号
債務者　パークサイドホームこと　堀　　信補
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桐山　昌己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５９５号
大阪府東大阪市新庄１丁目12番１号、前住所大阪市鶴見区諸口４丁目10番21―501号
債務者　玉谷　　健
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹羽　浩介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３号
福岡県久留米市櫛原町51番地14
債務者　石垣　豊子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花田　芳夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６９号
秋田県湯沢市駒形町字東福寺南面30番地
債務者　髙橋　　茜（旧姓大阪）
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１２３号
岐阜県大垣市西之川町１丁目219番地
債務者　菊田　一臣
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１４３号
岐阜県養老郡養老町三神町494番地８
債務者　坂井　友美（旧姓水谷）
1　決定年月日時　平成23年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１７４５号
名古屋市北区大野町１丁目１番地　アーバンラフレ志賀６棟106号
債務者　大西　良一
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８４号
三重県度会郡玉城町妙法寺320番地　ガーデンハイツＣ号、住民票上の住所千葉県市川市南大野２丁目24番21号　コスモクレール103号
債務者　野尻　雄一
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第８９号
三重県志摩市磯部町桧山332番地
債務者　山本　昌代
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第４６８２号
大阪市東淀川区西淡路３丁目３番32号
債務者　金子眞知子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６８５号
大阪府八尾市青山町３丁目４番６―101号
債務者　片山　定務
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７１７号
大阪市生野区田島２丁目10番32号
債務者　トーワ商会こと　岩橋　秀彦
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７３３号
大阪府守口市長池町２番16―601号
債務者　大谷　勝英
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７７３号
大阪市天王寺区東高津町３番30号　ヴィラ東高津402号
債務者　和田　英三
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８２６号
大阪市東住吉区桑津４丁目13番11号　エクリーズ桑津602号、前住所大阪市東住吉区中野２丁目５番34―107号
債務者　佐藤　真澄
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８３４号
大阪府枚方市山之上４丁目３番12号
債務者　小池伊太郎
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０２９号
大阪府八尾市弓削町２丁目26番地　ヨシウチマンションＢ―６号
債務者　横山　　優（旧姓硲石）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部